

土地・家屋の価格等の縦覧と固定資産の評価替え

問 課税課固定資産税土地・家屋係（市役所 2 階 4 番窓口） ☎ 32-2016

土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧

縦覧とは、自分の土地・家屋と市内の他の土地・家屋の評価額を比べ、評価額が公平・適正かを確認することができる制度です。

とき 4月1日(月)～30日(火)の平日午前8時30分～午後5時15分（金曜日は課税課のみ午後7時まで）

ところ 課税課、各支所・出張所

内容 令和6年度の固定資産税に係る価格などを記載した「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

縦覧できる人 納税者本人（共有資産の場合は共有者全員）、納税管理人、納税者の代理人、納税者が亡くなった場合は法定相続人

持ってくるもの 縦覧に来た人を確認できる書類（運転免許証など）

※代理人は納税者の同意を得ていることが分かる委任状、法定相続人は納税者との続柄が分かる戸籍謄本が必要

※各支所・出張所は管内の資産のみ縦覧可

令和6年度は固定資産の評価替えの年です

固定資産税の土地と家屋の価格は、地価や物価の変動を考慮し、3年ごとに見直しています。

■土地の評価替え

宅地の価格は、令和5年1月1日時点の地価公示価格などの7割を目安に見直しを行い、令和5年7月1日までの下落を反映して決定します。

■家屋の評価替え

過去3年間の建築物価（建設工事で使用する資機材の価格など）の変動をもとに再建築費を計算し、建築後の経過年数に応じた減価補正を乗じて得た価格と、前年度の評価額を比べて低い方を新しい評価額とします。



空き家を売りたい・貸したい人へ

津山市住まい情報バンクをご利用ください

問 仕事・移住支援室（津山圏域雇用労働センター内：山下） ☎ 24-3633

空き家の売却や賃貸を考えている人と、宅地建物取引業者（仲介業者）とのマッチングを行い、物件の情報を「津山市住まい情報バンク」に登録しています。登録した情報は、市内転居、移住、多拠点移住などで空き家の利用を希望する人に紹介します。



申込方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※仲介業者と契約した物件の売買が成立した時は、仲介業者への手数料が必要です

登録できる物件

- 市内にあり、現在空き家
- 居住が可能 など

危険な空き家取り壊し費用の一部を補助します

問 環境生活課空家対策係（市役所 1 階） ☎ 32-2037

老朽化した空き家は、倒壊したり、部材が落下したりするなど、近隣に重大な危害を加える恐れがあります。

市では、老朽化で倒壊などの恐れがあり、著しく危険と認定した空き家を取り壊す場合、取り壊し費用の一部を補助しています。

補助には要件があるため、取り壊し前にご相談ください。

補助額 取り壊し費用の3分の1（上限50万円）



外出が難しい人などを訪問します

マイナンバーカード 出張申請サポート

問 市民窓口課（市役所 1 階 2 番窓口） ☎ 32-2132

令和6年12月に、健康保険証の新規発行が終了し、保険証機能がマイナンバーカードに引き継がれる予定です。ますます身近になるマイナンバーカードを取得しやすくするため、体が不自由で外出が難しい皆さんの元に訪問し、申請手続きを支援します。カードは後日、簡易書留郵便などで自宅に送付するので、市役所に受け取りに行く必要がありません。申請者が1人でも利用できます。

事業所や地域などへの出張申請サポートも実施中です。

申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

対象 次のいずれかに当てはまる人や団体など

●要介護や障害が理由で外出が難しい人

●市内に在住する人が5人以上集まる事業者や地域

出張日 月曜日～金曜日の午前9時30分～午後4時

申請に必要なもの ①通知カード②「運転免許証と健康保険証」か「健康保険証と診察券（氏名と生年月日が記載されたもの）」

暗証番号を設定しない「顔認証マイナンバーカード」申請受付中

カードの写真と記載事項を使った本人確認書類や健康保険証として使うことができます。

※暗証番号の入力が必要なサービス（証明書のコンビニ交付、インターネットでの各種電子申請など）は利用不可

国民年金保険料が変わります

問 市民窓口課（市役所 1 階 7 番窓口） ☎ 32-2072、各支所・出張所、津山年金事務所（田町） ☎ 31-2360

保険料（令和6年度） 月額16,980円

支払方法 4月上旬に日本年金機構が送付する納付書で支払う

現金で前払い納付すると割引があります

- 2年分前払い保険料＝398,590円（15,290円割引。希望する人は申し込みが必要）
- 1年分前払い保険料＝200,140円（3,620円割引）
- 6カ月分前払い保険料＝101,050円（830円割引）

ご存じですか？付加年金制度

申出書を提出し、保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と併せて付加年金（年額：付加保険料納付月数×200円）を受け取ることができます。

ふらっとカフェ活動補助金を交付します

問 高齢介護課（市役所 1 階 11 番窓口） ☎ 32-2070

「ふらっとカフェ」を運営する団体に、令和6年4月から活動補助金を交付します。補助要件など、詳しくは高齢介護課までお問い合わせください。

受付開始日 4月1日(月)

補助金額 12,000円

申込方法 高齢介護課に備え付けの申請書（市ホームページから印刷可）に記入し、必要書類を添えて提出する



ふらっとカフェ活動とは？

町内会単位または町内会より細かな区域（班・組）を基本に、気軽に参加することができる「居場所づくり」をする活動です。